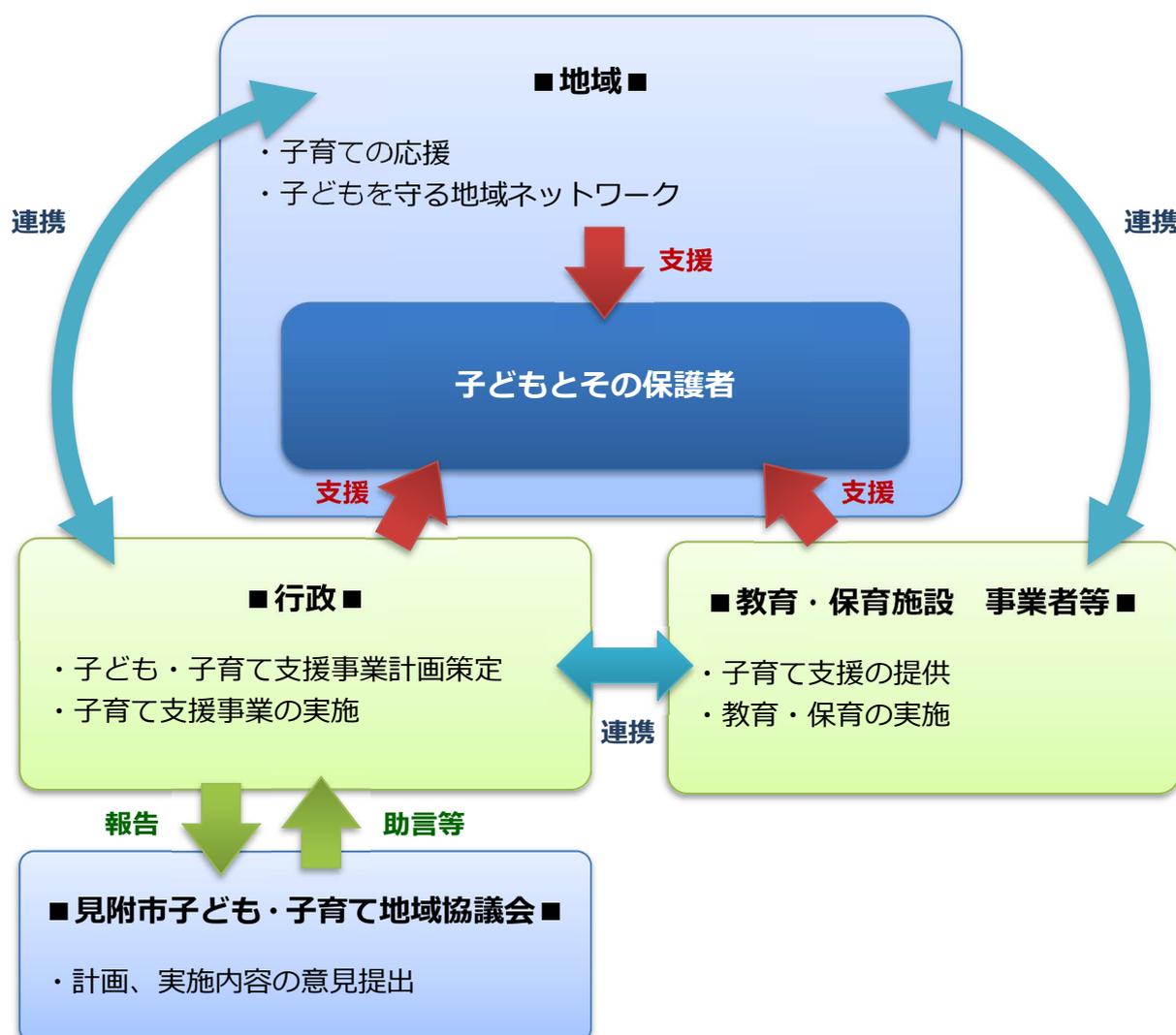


第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

計画を着実に推進していくためには、庁内の推進体制や市民、地域、団体等との協働体制のなかで施策・事業を実践していくことはもちろん、その進捗状況を定期的に評価・点検し、結果を今後の事業実施に反映していくことが大切です。

子どもとその保護者を支援するために、地域、行政、教育・保育施設事業者等がそれぞれの役割を担い、連携し一体となって子育て支援を推進していきます。



(1) 地域や関係団体等との連携

子どもの健やかな成長を支援していくため、市内の関連する部局との連携を強化することで全庁的な推進体制を整備し、総合的かつ効果的に施策を推進します。

さらに、行政だけでなく、市民、教育・保育をはじめとした事業関係者、市民活動団体、地域団体、企業などとの連携により子育て支援を進めていきます。

また、地域全体で子育てを支援する環境を整備していくため、計画の内容についてホームページや広報等により周知・啓発を行います。

(2) 広域調整や県との連携

幼稚園や病児・病後児保育などにより、広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合、または障がいのある子どもや要保護児童への対応など、専門的な支援を必要とする場合については、周辺市町や県との連携・調整を図ります。

また、幼稚園教諭、保育士、放課後児童支援員、子育て支援員等の資質向上にかかる研修や、児童虐待防止対策、子どもの貧困対策、障がい児施策など、専門的な知識や技術を要する施策については、国や県等との連携により、さらに充実した取り組みを進めます。

2 計画の進捗管理・評価

計画は、定期的に進捗状況を確認し、評価を行い、次年度以降の取り組みに反映させていくことが重要です。

そのため、年度ごとに計画の進捗状況を取りまとめ、その結果や課題等について「見附市子ども・子育て地域協議会」に諮り、意見・提案をいただきながら、PDCA サイクルの考え方に基づく仕組みを構築します。

■PDCA サイクル

